

平成30年2月28日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年2月28日（水） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 6 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 10 号 非農地通知の決定について
- 議案第 11 号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

- 第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘	17 番 西田 小百合
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

欠席委員

13 番 灰原 松二

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、15番 秋光委員、16番 土井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、13番 灰原委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。本日、資料1「非農地通知の決定について」、資料2「農用地利用集積計画（案）」、資料3「平成30年度 農業委員会総会開催計画表（案）」、「JA広島ゆたか広報」第126号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方本町2丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1347㎡の第2種農地です。

申請の事由は、祖父から農地を相続したものの、遠方に居住し、耕作できないため、申請地の隣接に居住する両親に贈与するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、野菜、果樹を作付けするものです。

経営面積は、申請地が13アールありますので、仁方地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。譲受人と譲渡人は親子関係にある。農地を相続したものの、遠方に居住し耕作できないということで、親に贈与するものです。現地は、段々畑になっているが、果樹を中心によく耕作されており問題ない。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,236㎡の農用地区域です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受けるものです。

営農計画は、水稻を作付けするものです。

経営面積は、49アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。譲渡人が耕作できないので、近所の人が譲り受けるというものです。現地はきれいに管理されており、譲受人も耕作に便利が良いということで何ら問題ない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は譲受人等が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町内海北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は677㎡の第2種農地で、4番の申請地は、安浦町内海北6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は660㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転及び使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は申請地を譲り受け及び借り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地と申請地を合わせ30アール以上ありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。3番は、譲渡人が高齢で市外の子のところに行くことにしており、耕作できないので友人に譲るといふものです。4番は、きれいに整地してありいつでも耕作できる状態にあります。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊浜町大字大浜字深田〇〇〇番、地目は畑、面積は424㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は体調不良及び遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで42アールありますので、豊浜地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。譲受人は、昨年新規就農しており、農業を積極的にやっていきたいということで何ら問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町内海北4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は23㎡の第2種農地です。

転用目的は、宅地拡張するものです。

規模等は、庭敷として利用する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に庭敷として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。写真のとおりすでに庭敷になっているが、水路を付けかえたことによるもので問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字津江迫〇〇〇〇番〇ほか5筆、地目は田、面積は合計で15
22.53㎡の第2種農地です。

転用目的は、墓苑として利用しようとするものです。

規模等は、墓地268区画、駐車場15区画、その他管理事務所1棟、通路、のり面として整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による許可は不要ですが、「宅地造成等規制法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」による許可が必要となり、担当部局に申請済みです。

本日担当課に連絡し、ともに許可できる状態にあることを確認しています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。写真のとおり荒廃しており、畑への復元は困難な状態にある。墓苑として整備されるとのことで、やむを得ない事案と思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、「宅地造成等規制法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」の許可にあわせ許可する、と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、他法令の許可にあわせ許可すると決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で26.47㎡の第2種農地です。

転用目的は、事務所として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、隣接地と併用して2階建事務所1棟を建築する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。写真の右が現在の事務所で、左に申請地がある。事務所を建て替え、一体で使うというもので、何ら問題ない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は290㎡の第2種農地です。

転用目的は、建売住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅2棟及び駐車場6区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。安浦駅北側の区画整理で造成されたところを宅地に転用するというもので、仕方ないと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第9号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第9号については、記載の農地について、相続人が相続税の納税猶予の特例の適用を受けるとして呉税務署に申告したものです。

この制度は、相続人が、特例が適用される農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税を猶予するもので、市街化区域内農地については、相続税の申告期限の翌日から20年、農地を引き続き耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。

この制度は、「租税特別措置法」により定められている制度です。この納税猶予の制度を受けるためには、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があります。

この継続届出書に添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

なお、この制度については「租税特別措置法」の改正により変更されることが多く、農家から相談等があった場合には、所轄の税務署に問い合わせるよう伝えてください。

1番の調査地は、広名田2丁目〇〇〇〇番ほか10筆、登記地目は田、畑及び山林、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で2501.30㎡の第2種及び第3種農地です。

平成17年4月25日に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、野菜、果樹が作付けされており、農地として適切に管理及び耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。写真のとおり、自宅付近を中心に果樹を主に作付けされている。現状きれいに耕作されており、今後も引き続き耕作していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の調査地は、広石内2丁目〇〇〇〇番ほか7筆、登記地目は田及び畑、面積は合計で3666㎡の第3種農地です。

平成17年4月25日に夫が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、水稲作付けのための管理、または野菜が作付けされており、農地として適切に管理及び耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。申請地は、黒瀬川の東側に位置する8筆の農地です。写真のとおり、野菜、果樹等が作付けされていました。親戚の協力を得ながら耕作されているということで、問題はない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第10号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。

農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールの結果、荒廃が進みすでに農地でない、非農地と判断されたもので、今日現在で集計できた音戸町、倉橋町、川尻町、安浦町について記載しています。

この非農地判断には農業委員会総会の議決が必要なため、本日諮らせていただいたものです。議決後、非農地である旨を、土地所有者、広島県、法務局、呉市資産税課に通知します。

今回の4町の非農地判断の合計は、1514筆、141haで、多い順に、倉橋町114ha、安浦町18ha、音戸町4.9ha、川尻町3.5haとなっています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。
議 長：ないようですので、本件は議案のとおり通知すると決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は議案のとおり通知すると決定します。

議 長：つぎに、議案第11号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第11号について説明します。この事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。

2月9日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料2の「農用地利用集積計画（案）」です。

なお、この農用地利用集積計画の決定については、「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっていますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは、内容について説明致しますので、資料2をご覧ください。

1ページから3ページは、利用権の設定について新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字古川〇〇〇〇番〇ほか53筆、合計面積は31,653㎡です。

4ページは、利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字梶屋前〇〇〇〇番ほか17筆、合計面積は10,371㎡です。

設定する権利内容は、使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等については、それぞれ資料のとおりです。

5ページは、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。

6ページから9ページは、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積、家族構成及び農業従事者の人数等を記載しています。

資料2の説明につきましては以上です。

なお、本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定により、すみやかに公告することになっています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページ、10ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が5件ありましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：本日配付の資料3「平成30年度 農業委員会総会開催計画表（案）」ですが、現地調査、総会の日程は表のとおりです。会場については、開催通知でお知らせします。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、平成30年第3回総会は、3月28日 水曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)